

令和8年度 藤沢工科高等学校 不祥事ゼロプログラム

藤沢工科高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおりの事故・不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者 藤沢工科高等学校 不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭がこれを補佐する。

2 目標・行動計画
 (1) 各課題に対して取組みと目標を設定し具体的な行動計画を設定し、定めた検証方法により全職員により検証を行う。未実施があった場合は、補完措置を講ずる。また各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。
 (2) 「県民の要請と期待に応えるためのコンプライアンス（法令遵守）」意識を、あらゆる場を通して、継続して高められるよう不祥事の防止に向けて啓発するものとする。

取り組み課題		目 標	行 動 計 画	検 証 方 法
①	法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）	公務員、特に教職公務員としての行動を自覚する。	(1) 職員会議、打合せ等の機会をとらえ、自覚とモラル向上の啓発を行う。 (2) 不祥事防止研修会を通して教育公務員としての行動規範の周知徹底を図る。	不祥事防止研修会の受講状況やアンケート調査等により検証する。
②	職場のハラスメント行為の防止	わいせつ・セクハラ・パワハラ行為を防止する。	(1) 不祥事防止研修会において、具体的な事例を提示し防止に向け意識を高める。 (2) 定期的な面談を活用するほか、職員が相談しやすい体制をつくる。	アンケート調査や個別面談、職場巡視の状況等により検証する。
③	児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を防止する。	(1) 様々な啓発活動を通して、職員及び生徒・保護者の意識を高める。 (2) 定期的な面談や、生徒相談窓口を活用し、生徒が相談しやすい体制をつくる。 (3) 生徒・職員間の SNS 不適切利用防止に向けた点検、準備室等の使用状況点検を、定期的実施する。	アンケート調査や各種の相談状況から分析を行う。
④	体罰、不適切な対応・指導の防止	生徒の人権を尊重し、体罰、不適切な対応・指導の発生を防止する。	(1) 体罰のみならず、生徒指導上の不適切な対応を撲滅するため、相互の人権尊重の観点から、具体的に事例を示し不祥事防止研修会を通じて全体に周知する。	職員へのアンケートと年間の生活指導記録を検証する。
⑤	入学者選抜に係る事故防止	入学者選抜業務に係る事故不祥事の発生を未然に防止する。	(1) 前年度を振り返り入選マニュアルのブラッシュアップを行い、それをもとに全職員で正確な対応ができるよう情報を共有することで、適切に業務を遂行できる体制を整備する。 (2) 入学者選抜に係る研修会を、これまでの事故不祥事の事例などをもとにつくられた啓発資料を活用して計画的に行い、事故不祥事防止に向け意識を高める。	入学者選抜業務のスケジュール管理を行い、計画通りに作業と点検を行うことができたか、またエラーの発生件数などを参考に検証を行う。
⑥	成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	定期試験、成績処理、調査書等の文書作成での事故を未然に防止する。	(1) 試験後の解答用紙の管理を徹底し、成績処理に係る事故を未然に防ぐ。 (2) 成績処理支援システムの入力確認、一斉点検等を実施し、成績証明書、調査書の発行等の事故を防止する。	スケジュールに沿った各段階の点検と検証を行う。

⑦	個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）	個人情報の流失や誤廃棄を未然に防止する。	(1) 個人情報の収集、持ち出し許可、廃棄時の手続きを確実に実施する。 (2) 重要文書の電子データへのパスワード設定のほか、教務手帳をはじめとした個人情報記載資料の適正な管理・保管を徹底する。 (3) HP や SNS による情報発信の際に、個人情報を誤って掲載することのないようチェックを確実に行う。 (4) 全教職員を対象に個人情報の適切な取り扱いに関する研修会を実施する。	不祥事防止研修の受講状況やチェックリストの活用、また管理・保管状況を確認し検証を行う。
⑧	交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	交通事故や酒酔い、酒気帯び運転を防止する。	(1) 職員啓発資料により、全教職員を対象とした職場研修を実施し、交通安全意識だけでなく、社会マナーや法令順守の意識の向上に努める。	不祥事防止研修の受講状況やチェックリストの活用により検証する。
⑨	通勤手当ほか各種手当、旅費の不正受給の防止	不適切な申請、受給を防止する。	(1) 通勤手当支給職員に係る通勤方法の現況確認の実施、また各種手当申請時の点検を徹底する。	現況確認や申請時の点検状況により検証する。
⑩	業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）	不適切な業務執行を防止する。	(1) 迅速な報告・連絡・相談の更なる徹底をはかり、気になることはそのままにせず、相互協力のもと業務を遂行する。 (2) 企画会議等で各グループの業務の進捗状況を確認しながら、各部署間で連携した業務遂行、学校運営を行う。	企画会議で各グループの業務チェックを行い検証する。また改善に向け随時フィードバックを行う。
⑪	会計事務等の適正執行	適正な私費徴収・執行を行う。	(1) 私費会計の新様式での執行の徹底を図り、適正な執行事務に努める。 (2) 私費会計担当職員が私費会計基準に基づいた適切な処理を行うことができるよう研修を行う。 (3) 計画的な予算の執行を指示し、立替払いの削減に努め、金融機関を利用した振込による支払いを励行する。 (4) 財務調査指導や私費監査の指摘事項・改善事項をもとに、報告研修会を実施し、見直しを行う。	計画的かつ適正に処理ができていないか、また中間監査・財務事務調査における指摘事項等により検証する。
3	検証	(1) 中間検証 2に規定する行動計画について、令和8年10月までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、直ちに改善策を講じる。 (2) 最終検証 2に規定する行動計画について、令和9年3月に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む）が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、令和9年度における県立藤沢工科高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。		
4	実施結果	3の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、ホームページで公表する。		
5	事務局	プログラムの策定及び実行の具体的手続きは、事故防止会議がこれを行う。		